障発0204第１号

令和２年２月４日

都道府県知事

各　　　　　　　　殿

指定都市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

（公　印　省　略）

障害福祉分野のICT導入モデル事業の実施について

障害福祉分野におけるICTの活用による生産性向上を推進するため、今般、別紙のとおり「障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」を定め、令和２年２月４日から適用することとしたので通知する。

（別紙）

障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱

１．目的

障害福祉分野におけるICTの活用により、障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。

２．実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

３．対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

４．定義

（１）「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法律」という。）第５条第１項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。

（２）「障害者支援施設事業者」とは、法律第５条第１項に規定する「施設障害福祉サービス」事業を行う者をいう。

（３）「一般相談支援事業者」とは、法律第５条第18項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。

（４）「特定相談支援事業者」とは、法律第５条第18項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。

（５）「障害児支援事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第１項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第７条第２項に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。

（６）「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法第６条の２の２第７項に規定する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。

５．事業内容等

（１）都道府県等は、管内のICT導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業者等を対象にICT導入に伴う研修会を開催する。本研修会への参加は、障害福祉サービス事業者等がICT導入に伴う補助を受けるための要件とする。

（２）都道府県等は、管内の障害福祉サービス事業者等からの「障害福祉分野のICT導入計画書」（様式１-２、様式１－３）に基づき、ICT導入に要する費用を補助する。

（３）本事業によりICTを導入する障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス事業所等において、ICTを導入することによって得られた生産性向上に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、都道府県等に報告する。

（４）都道府県等は、本事業によりICTを導入した障害福祉サービス事業所等に対し、障害福祉サービス事業所等におけるICTの導入状況について、「障害福祉分野のICT導入実績報告書」（様式２-２、様式２－３）により、事業完了年度の翌年度の４月末日までに報告を求める。

なお、当該報告内容については、全国の障害福祉サービス事業所等におけるICTの導入の参考に資するよう、今後公表する可能性があるので、事前に障害福祉サービス事業者等の同意を得ること。

６．補助額

１事業所あたり上限100万円

７．補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

※１ 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※２ タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのWIFI環境の整備費やインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。

※３ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

８．その他

経済産業省が実施している「IT導入補助金」による補助をうける障害福祉サービス事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。

また、「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とならないこと。

９．費用の支弁

本事業に要する費用の３分の１は、実施主体の都道府県又は指定都市が支弁する。

10．経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。